

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社
日鉄住金環境株式会社

試料採取年月日：平成 28 年 12 月 25 日（(仮称) 仙南クリーンセンター）
平成 28 年 12 月 1 日（角田衛生センター）
平成 28 年 12 月 2 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名		空气中の濃度限度(※)	分析結果		
			放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
(仮称)仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³ 放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出	不検出
	2号炉		不検出	不検出	不検出
角田衛生センター 第二事業所	1号炉		不検出	不検出	不検出
	2号炉		不検出	不検出	不検出
大河原衛生センター	1号炉		不検出	不検出	不検出
	2号炉		不検出	不検出	不検出

※ 空气中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 2) 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 3) 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 4) 例えば1～4月まで測定した場合、1, 2, 3月の平均、2, 3, 4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。